

### 3 京都府農地中間管理機構 平成30年度活動方針 ～1000haの農地集積を目指して！～

#### 1 背景と推進目標

##### <背景>

農業就業人口の減少（5年間で16%減少）や高齢化（平均68.7歳）、さらには耕作放棄地の増加等、府内農業を取り巻く状況が厳しい中、中山間地域と小規模農家が多く担い手の少ない本府農業の持続的発展を図るためには、地域農業全体の展開方向を明確にした「京力農場プラン（人・農地プラン）」をベースに、認定農業者や集落営農組織等の中核的担い手の育成を図り、力強い農業構造を構築していく必要がある。

一方、多様な担い手が地域に住み、農業を営み草刈り等の維持管理共同活動を行うことで、農地や道水路等が守られ、コミュニティが形成された地域が持続可能となる。

このため、京都府は「**京都府農地中間管理事業の推進に関する基本方針**」を定め、京都府から指定を受けた「**京都府農地中間管理機構（京都府農業総合支援センター）**」は「各年度活動方針」を定め、方針に基づき、地域での話し合い活動を展開する中で、農地中間管理事業を活用した中核的担い手への農地等の集積・集約化を進め、多様な担い手の力も適切に位置づけながら、京都府農業農村が持続可能となることを目指す。

##### <目標>

平成35年度までに耕地面積31,500haの53%に当たる16,800haを中核的担い手に集積するため、**平成30年度に1,000haの農地集積**を目指す。  
農業会議との合併により「**人と農地のワンストップ支援体制**」を構築する。

#### 2 活動話し合いの推進と関係機関との連携推進体制の強化

##### ■「京力農場プラン」作成・見直しをはじめとした話し合い活動の推進

農地の集積・集約化を推進する目的は、府内の農地・農業を守り持続可能な農村とすることである。

このため、「京力農場プラン作成・見直し」をはじめとした話し合い活動を推進し、将来の担い手の明確化や耕作放棄地の解消、多様な担い手の適切な役割分担、農業生産基盤の強化等、地域課題の解決と改善策を検討・実践する中で、農地の集積・集約化をはじめ農地の有効利用を図っていくこととする。

##### ■京都府農業会議との合併により農地利用最適化の取組を一体的に推進

平成30年7月の京都府農業会議（農業委員会ネットワーク機構）と京都府農業総合支援センター（農地中間管理機構）の合併により「人と農地に対するワンストップ支援」体制を構築する。

合併に合わせて配置する「現地推進役」が、農業委員・農地利用最適化推進委員の活動拠点「地区別連絡会議」に参画・支援し、農地利用最適化推進委員と連携して人と農地に関わる現地ニーズにきめ細かく対応する。

府農業士会や府農業法人経営者会議の役員会などに積極的に参加、意見交換することにより、集落営農組織を含め核となる担い手への制度の周知や要望を聴取し取組みに反映させる。

##### ■市町村・農業委員会・JA・土地改良区等との連携

市町村・農業委員会・JA・土地改良区等、幅広い事業体が参画する「地域農地利用推進チーム」を府各広域振興局等ごとに設置し、話し合い促進地区の選定と具体的取組内容、重点実施地区の選定、進捗管理、推進方策を検討・提案し、農地の集積・集約化、地域課題の解決を各組織・機関が連携して取り組む。

特に、市町村・農業委員会を窓口にも、農業委員・農地利用最適化推進委員の活動拠点「地区連絡会議」と連携しながら取組を進める。

また、“農地を守り活用するための連携協定”を締結した土地改良事業団連合会、農地・水・環境保全向上対策協議会及び担い手育成総合支援協議会と連携し、府も含めたワーキングチームの企画・立案により、積極的な情報交換、事業広報の相互協力、地域の話し合い活動の共同推進、地域資源保全管理構想と京力農場プラン作成促進、新たなほ場整備事業（農地中間管理機構関連農地整備事業）はじめ農業・農村整備事業と農地中間管理事業の連携推進などの取組みを強化する。

### 3 事業推進の具体的取組

#### ①合併による農地利用最適化の一体的推進

「農地中間管理機構現地駐在員」を人と農地の課題を総合的に支援する「現地推進役」に名称変更と役割の拡充を行うとともに、5名から16名に体制強化を行う。

「現地推進役」が農業委員・最適化推進委員の活動拠点「地区連絡会議」に参画・支援することにより、人と農地に関わる現地ニーズにきめ細かく対応する。

重点地区を中心に、農地利用最適化推進委員と現地推進役が一体となって、集落での話し合い活動、京力農場プランの作成・見直し、担い手対策等を通じて、農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約を推進する。

地域の状況に応じて、個別担い手とも接触としながら、人と農地に関わる課題に伴走支援する。

#### ②効果的な広報ときめ細かな相談対応

ターゲットを明確にした効果的な広報により農地の出し手、担い手に中間管理事業の活用を働き掛ける。また、地域では営農組合等の役員・リーダーの交代があることから、継続して制度周知を図る。

①新聞広告等で今後の営農を悩んでいる農家や農地の管理に困っている所有者に向けて農地の貸付けを広範囲で呼びかけ ②集落を見つめ直すチラシを作成し、営農組合長や地域の役員に直接配布することで話し合いの動機付け ③貸付希望登録農地をホームページに掲載し、参入希望法人や規模拡大希望者に向けて常時情報提供 ④J A、自治体等の機関誌で各種制度を紹介し、地域住民全体で農業・農村を守る大切さを周知 ⑤FarmBankNewsの毎月発行、登録拡大 等々

また、日本型直接支払制度の取組や京力農場プランの作成・見直しと連動した地域での話し合いに積極的に機構職員が参画し、農地中間管理事業への理解促進を図る。

#### ③新たなほ場整備事業の実施

農地中間管理機構借入農地を対象とする新たなほ場整備事業（農地中間管理機構関連農地整備事業）について、農業・農村整備事業所管部局と密接に連携して、円滑に事業実施する。

さらに、この事業を起爆剤に農地中間管理事業を推進する。

#### ④「京力農場プラン」作成・見直しをはじめとした話し合い活動の推進

京力農場プランを作成・見直し地区を一層拡大するため、担い手対策や土地改良事業など地域課題を切り口に、集落単位での話し合い活動を推進し、既にプランのある地域においても農地中間管理事業計画を含めたプランに見直すよう勧奨する。

また、J Aが進めている「地域営農ビジョン」作成や農業会議が進めている「農地を活かし担い手を応援する運動」の取組みと連動して推進する。

#### ⑤モデルケースの波及・拡大

農地中間管理事業と農地耕作条件改善事業や鳥獣被害防止対策交付金など諸施策と連携することで、地域課題をより円滑・有効に解決することが可能である。

このため、地域で話し合いを進め課題を抽出し、各種施策と組み合わせた取組を行った事例をまとめた「事例集」の更新充実・ホームページ掲載・地域リーダー等が集まる様々な機会での配布や各種研修会等での事例紹介などにより情報を伝え、それぞれの地域に合った課題解決の方策を検討し実践に結びつける取組を波及・拡大する。

#### ⑥農地利用最適化推進委員のスキルアップ支援と現地職員体制の充実

新たに選任された農地利用最適化推進委員のスキルアップのため、支援施策や実践事例等の情報提供を農業委員会研修等に合わせて実施する。

市町村担当職員の事務能力向上研修や現地推進役・農地集積コーディネーターに対する事例研究研修会等を実施し、現地現場で事業推進を担う職員の量と質の向上を図る。

#### ⑦農地の出し手対策

農業委員、農地利用最適化推進委員との定期的な情報交換などにより、個々の農家の事情や希望を掌握し、農地集積コーディネーター等と協働して集落全体での集積の話し合いにつなげるよう集落のキーマンに働き掛ける。

特に、「京力農場プラン」などの地域ビジョンの作成・見直しに向け、話し合い活動を推進する中で、地域の農地の担い手とを明確にしなが、農地の出し手との合意形成を図り、農地利用の最適化と担い手への農地の集積・集約を促す。

#### ⑧農地の受け手対策

借受希望の公募については、ホームページに加え、新聞広告等により周知し、より広範囲の借受希望者にPRする。

公募への応募者（昨年度の借受希望経営体を含む）や現に農業経営の規模拡大を検討している経営体等に対して、機構本部、農外企業参入コーディネーター、現地推進役が訪問・相談活動を実施し、市町村・府広域振興局が事務局を持つ地域農地利用推進チームと連携して、地域内及び広域のマッチング活動を強化する。経営計画など詳細なニーズの把握や希望地区の見直しを勧奨するなどによりマッチングの可能性を深めるよう取り組む。

特に、新規参入経営体に対して、顔が見えないため受け入れ地域に不安感が生じる場合もあることから、新規参入経営体等の訪問、ニーズ把握から市町村（集落）との橋渡しまでを一貫してフォローし、両者にメリットとなるマッチングを関係機関と連携して推進し、優良なマッチング事例の波及・拡大を図る。

また、平成29年度から実施している借受希望経営体への年1回接触運動について、訪問・電話・メール等による接触件数を増加させることにより経営体の意向把握と情報提供の取組を強化する。

これにより把握した経営体の意向等の情報をカルテの形で整理し、データベース化することにより、広域的なマッチング活動に活用する。

さらに、担い手養成実践農場修了者などの新規就農者や地域に新たな活力をもたらす可能性のある経営体などを「重点支援経営体」としてリストアップし、現地見学会への案内などの農地情報の提供とマッチングについて重点支援する。

あわせて、機構が事業主体となり条件不利農地を整備・再生することにより、受け手に貸す取組を継続して推進する。

### 4 農地中間管理事業推進年間スケジュール

農地中間管理事業の推進がPDCAサイクルで行われていることから、京都府農地中間管理機構（京都府農業総合支援センター）も「事業推進年間スケジュール」により事務事業全体を進めることとし、月単位で取組の進捗状況をチェックし、PDCAサイクルで、関係団体（関係者）と情報交換・連携しながら事業を推進する。